		―――その他のもの	
	091	―――メスリン	MT
		―――その他のもの	
	096	――――飼料用のもの	MT
	099	――――その他のもの	MT
10.02		ライ麦	
1002.10		―播種用のもの	
	010	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	020	――その他のもの	MT
1002.90		―その他のもの	
	010	――飼料用のもの	MT
	090	――その他のもの	MT
10.03		大麦及び裸麦	
1003.10		―播種用のもの	
	010	――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	090	――その他のもの	MT
1003.90		―その他のもの	
		――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	
	011	―――飼料用のもの	MT
	019	―――その他のもの	MT
		――その他のもの	
	091	―――飼料用のもの	MT
	099	―――その他のもの	MT
10.04		オート	
1004.10		―播種用のもの	
	010	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	090	――その他のもの	MT
1004.90	000	―その他のもの	MT

輸入統計品目表第１〇・〇七項及び第１〇・〇八項を次のように改める。

10.07		グレーンソルガム	
1007.10		―播種用のもの	
	010	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	020	――その他のもの	MT
1007.90		―その他のもの	
	010	――飼料用のもの（税関の監督の下で飼料の原料として使用するものに限る。）	MT
	090	――その他のもの	MT
10.08		そば、ミレット及びカナリーシード並びにその他の穀物	
1008.10		―そば	
	010	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	090	――その他のもの	MT
		―ミレット	
1008.21	000	――播種用のもの	MT
1008.29	000	――その他のもの	MT
1008.30	000	―カナリーシード	MT
1008.40		―フォニオ（ディギタリア属のもの）	
	100	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	200	――その他のもの	MT
1008.50		―キヌア（ケノポディウム・クイノア）	
	100	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	200	――その他のもの	MT
1008.60		―ライ小麦	
	100	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
		――その他のもの	
	210	―――政府が主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条の規定により輸入するもの、同法第43条の規定による連名による申込みに応じて行う政府の買入れ及び売渡しに係る麦等として輸入されるもの並びに同法第45条第１項第３号に規定する政令で定める麦等のうち政令で定めるところにより農林水産大臣の証明を受けて輸入されるもの	MT
	290	―――その他のもの	MT
1008.90		―その他の穀物	
	010	――薬品処理（例えば、殺菌又は発芽促進のための処理）により専ら播種用に適するようにしたもの	MT
	090	――その他のもの	MT